国東サテライトセンター運転管理業務委託

入札説明書

令和 7 年 12 月

宇佐・高田・国東広域事務組合

＜ 目　次 ＞

第 1 節 はじめに 1
第 2 節 業務の概要 2
1 委託名 2
2 業務場所 2
3 業務概要 2
4 履行期間 2
5 予定価格 2
6 最低制限価格 2
7 入札保証金 2
8 契約保証金 2
第 3 節 スケジュール（予定） 3
第 4 節 参加に関する条件等 4
1 入札参加者に必要な資格要件 4
2 応募に関する留意事項 7
第 5 節 入札公告から落札者決定に至るまでの手続 9
1 入札説明書等の書類の公表 9
2 参加申請等に関する質問の受付 9
3 参加申請等に関する質問に対する回答 9
4 入札参加申請 10
5 参加申請の書類審査結果の通知 10
6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明 10
7 入札説明書等に関する質問の受付 10
8 入札説明書等に関する質問に対する回答 11
9 入札 12
10 開札 12
11 落札者の決定 13
第 6 節 契約の締結に関する事項 14
1 契約の締結 14
2 契約保証金 14
3 違約金等 14
4 暴力団等に関する取扱い 14
第 7 節 その他 15
1 保険への加入 15
2 入札に関する事務 15

【用語の定義】

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用　語	定　義
1	本入札説明書	「国東サテライトセンター運転管理業務委託　入札説明書」をいう。
2	入札説明書等	本入札説明書に併せて配付する「様式集」、「発注仕様書」 を一体としていう。
3	本組合	宇佐・高田・国東広域事務組合をいう。
4	構成市	本組合を構成する宇佐市、豊後高田市、国東市をいう。
5	新ごみ処理施設	宇佐市、豊後高田市及び国東市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを処理するために本組合が整備したごみ処理施設をいう。
6	本施設	国東サテライトセンターをいう。
7	本委託	国東サテライトセンター運転管理業務委託をいう。
8	事業実施区域	本委託を実施する区域をいう。
9	工場棟	本施設のうち、圧縮・詰替・搬出設備が設置される建物をいう。
10	プラント	本施設のうち処理対象物の圧縮･詰替に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
11	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
12	受注者	本業務を行う者をいう。
13	特定 JV	特定業務委託共同企業体をいう。
14	代表企業	特定 JV の代表をいう。
15	構成企業	代表企業以外の入札参加者をいう。

第1節　はじめに

本組合は宇佐市、豊後高田市、国東市の 3 市で構成されている。

現在、本組合は、ごみ処理の広域化及び施設の集約化に向けて、宇佐市に 3 市が所有する新ごみ処理施設の建設が完了したところである。

本委託は、新ごみ処理施設の令和 7 年度 12 月稼働に合わせ、国東市から発生するごみを中継輸送するために、国東サテライトセンター施設の運転業務委託を行うものである

本入札説明書は、本委託を実施する受注者選定のための要件設定型一般競争入札に適用されるものであり、本委託に係る入札の公告に基づく受注者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書等によるものとする。

本委託に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等 に記載された内容を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本工事の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

第2節　業務の概要

1　委託名

国東サテライトセンター運転管理業務委託

2　業務場所

国東市国東町東堅来６１６番地１

3　業務概要

運転業務　１．０式

4　履行期間

契約締結日翌日から令和１０年３月３１日まで

なお、この期間には雇用期間及び引継ぎ教育訓練期間等の準備期間を含み、業務期間は令和８年２月１日から令和１０年３月３１日までとする。

5　予定価格

１８５，４６０，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

6　最低制限価格

最低制限価格は設定せず、低入札価格調査制度は導入しない。

7　入札保証金

免除

8　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上

第3節　スケジュール（予定）

落札者の選定は、要件設定型一般競争入札により行い、そのスケジュールは以下のとおりとする。

日　　付	内　　容
令和７年 12 月 ５日（金）	入札公告 入札説明書等の公表 （入札説明書、様式集、仕様書の公表）
令和７年 12 月 ９日（火）	参加申請等に関する質問の受付期限
令和７年 12 月 11 日（木）	参加申請等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本組合ホームページに公表する。）
令和７年 12 月 11 日（木） ～ 令和７年 12 月 15 日（月）	参加申請等の提出期間 （要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書及び別紙、特定業務委託共同企業体協定書等）
令和７年 12 月 17 日（水）	参加申請の書類審査結果の通知
令和７年 12 月 22 日（月）	入札説明書等に関する質問に対する受付期限
令和７年 12 月 25 日（木）	入札説明書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本組合ホームページに公表する。）
令和７年 12 月 18 日（木） ～ 令和８年 １月 ５日（月）	入札書類等の提出期間 （入札書、委託費内訳書、委任状及び使用印鑑届書）
令和８年 １月 ６日（火）	開札
令和８年 １月 ９日（金）	契約締結
令和８年 １月 ９日（金） ～ 令和８年 １月 25 日（日）	人員募集期間
令和８年 １月 26 日（月） ～ 令和８年 １月 31 日（土）	引継ぎ期間
令和８年 ２月 １日（日）	本格運転開始

第4節　参加に関する条件等

1　入札参加者に必要な資格要件

入札参加者は、本委託を実施するために必要な能力と資本力を備えた企業かつ特定 JV を構成して入札に参加するものとし、入札参加資格審査申請書類の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 特定JVの企業構成

ア　入札参加者は、本委託に参加する企業及び特定JV名を入札参加資格審査申請時に明らかにしなければならない。

イ　特定JVの形式は、入札参加者の提案とする。

ウ　特定JVの構成は2社以上とし、代表企業及び構成企業の組み合わせとする。

エ　特定JVの代表企業は、当該企業体の構成企業のうち出資比率が最大であること。

オ「第4節　1　(2)　イ　代表構成員の要件を満たす企業を代表企業として定める。

カ　代表企業は、入札参加資格審査申請時に特定JV協定書を提出しなければならない。

キ　本入札の手続きは、代表企業がこれを行うものとする。

ク　特定JVの代表企業及び構成企業の変更は認めない。

ケ　構成企業は、他の入札参加者の構成企業を兼ねることは認めない。

コ　入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

サ　この入札に参加する複数の者の関係が、以下のａからｃまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする（該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ア) 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし，子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ａ）については，会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ａ又はｂと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

シ　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

a　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c　暴力団員が役員となっている事業者

d　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

e　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

f　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

g　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

h　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ス　特定JVは、当企業体が解散した後においても、本委託につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア　共通

全ての入札参加者は、以下の要件を全て満たすものとする。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（イ）大分県市町村物品等競争入札参加資格審査結果を受けた後、宇佐市、豊後高田市、国東市のいずれかにおいて、「登録を希望する業種調書（第３号様式)」の「１登録を希望する業種」、「②大分類が【役務の提供等】の場合」で小分類が「⑦清掃・環境整備等」または「⑧建物管理等各種保守管理」もしくは「⑪その他」のいずれかを選択した者で、入札参加資格の認定を受けた者であること。

（ウ）公告日から開札予定日までの間に、宇佐市、豊後高田市、国東市が発注する業務委託に係る入札参加資格登録者名簿に登載されている者であり、国又は地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。

（エ）公告日から契約日までの間、構成市いずれかの入札参加資格停止処分を受けていないこと。

（オ）開札予定日以前６か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

（カ）破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)。

（キ）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。

（ク）清算中の株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

（ケ）国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。

（コ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。

（サ）宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。

イ　代表構成員の要件

（ア）代表構成員は、構成員の中から選出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号)」第17条に定める廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設技術管理士）の資格を有した者を専任で配置できること。

廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設技術管理士）については、当該入札の参加資格証明申請日より３カ月以前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係があり、今後も継続できる者であること。

また、（２）ウ「その他の構成員の要件」を兼ねることができる。

（イ）業務実績については、不要とする。

ウ　その他の構成員の要件

（ア）地域的要件

構成員のうち１者以上は、宇佐市、豊後高田市、国東市に本店または支店、営業所を有する者。

（イ）業務実績については、不要とする。

2　応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合が審査結果の公表において必要に応じて、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(5) 特許権等

入札参加者から提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

(6) 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(7) 入札の延期、中止等

参加申請等の提出する時点で入札参加者が一者の場合は、入札を中止することがある。また、本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。

(8) 入札参加資格の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消す。

ア　関係者（本組合及び発注支援業務受託者等）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合

イ　本入札に関して本組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合

ウ　著しく信義に反する行為をした場合

(9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合ホームページ（http://www.utk-kouiki.jp/）に掲載する。

第5節　入札公告から落札者決定に至るまでの手続

1　入札説明書等の書類の公表

入札説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。

(1) 公表日

令和 7 年 12 月 5 日（金）

(2) 公表場所

本組合ホームページ（http://www.utk-kouiki.jp/）

(3) 公表資料

本入札説明書、発注仕様書、様式集

2　参加申請等に関する質問の受付

参加申請等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

参加申請等に関する質問は、参加申請等に関する質問書（様式 1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、表題を「参加申請等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和 7 年 12 月 9 日（火）　午後 4 時まで

（受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を本組合まで電話にて連絡すること。）

(3) 提出先

宇佐・高田・国東広域事務組合

電　　話：0978-38-5000

電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

(4) 受信確認通知

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

3　参加申請等に関する質問に対する回答

参加申請等に関する質問に対する回答は、次のとおり公表する。

ただし、本委託に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答日

令和 7 年 12 月 11 日（木）

(2) 公表場所

本組合ホームページ（http://www.utk-kouiki.jp/）

4　入札参加申請

(1) 参加申請書類の提出期間

令和 7 年 12 月 11 日（木）から令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出先

大分県宇佐市大字西大堀 87 番地の 1

宇佐・高田・国東広域事務組合

(3) 提出方法

持参（事前に連絡をすること）

(4) 提出書類

提出書類	部数
要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式 3）※別紙含む	1 部
特定業務委託共同企業体協定書（任意様式）	1 部
競争入札参加資格者登録証明書（様式 4-1）	1 部
有資格者名簿（様式 4-2）	1 部

5　参加申請の書類審査結果の通知

本組合は、提出された入札参加資格証明申請書により、参加申請者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により参加申請者へ通知する。

(1) 入札参加資格審査結果通知日（発送日）

令和 7 年 12 月 17 日（水）

6　入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。

(2) 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、本組合事務局に提出するものとする。なお、書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。

(3) 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和 7 年 12 月 22 日（月）までに書面により行う。

7　入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

入札説明書等に関する質問は、入札説明書等に関する質問書（様式 2）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、表題を「入札説明書等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和7年12月22日（月）　午後5時まで

（受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を本組合まで電話にて連絡すること。）

(3) 提出先

宇佐・高田・国東広域事務組合

電　　話：0978-38-5000

電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

(4) 受信確認通知

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

8　入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、次のとおり公表する。

ただし、本委託に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答日

令和7年12月25日（木）

(2) 公表場所

本組合ホームページ（http://www.utk-kouiki.jp/）

9　入札

(1) 入札書類の提出期間

令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 8 年 1 月 5 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

大分県宇佐市大字西大堀 87 番地の 1

宇佐・高田・国東広域事務組合

(3) 入札方法

郵送（一般書留又は、簡易書留）若しくは持参（事前に連絡をすること）

(4) 入札書類

提出書類	部数
委任状及び使用印鑑届（様式 5）	1 部
入札書（様式 6-1）	1 部
委託費内訳書（様式 6-2）	1 部

(5) 入札書及び委託内訳書の作成要領

ア　入札書及び委託費内訳書は、入札書作成要領（入札説明書添付資料）に従って作成すること。

イ　入札額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

ウ　提出された入札書の差し替え、訂正、撤回は行えない。

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札。

イ　同じ入札に2以上の入札をした者が行った入札。

ウ　談合その他不正行為があったと認められる入札。

エ　入札参加者の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札又は金額を訂正した入札。

オ　委託費内訳書と入札書の金額が一致しない入札。

カ　委託費内訳書の内訳が記載されていない、又は記載内容に誤り、漏れがある入札。

キ　委託費内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否したものの入札。

ク　申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札。

ケ　入札書提出期間内に提出先に到達しない入札。

コ　その他入札条件に違反した入札。

10　開札

(1) 開札日時

令和 8 年 1 月 6 日(火)午後 2 時

(2) 開札場所

大分県宇佐市大字西大堀 87 番地の 1

宇佐・高田・国東広域事務組合管理棟 2F　中会議室

(3) 開札は、入札立会人として入札事務に関係のない当組合職員2人を立ち会わせて行う。

(4) 立ち会いを希望する入札参加者は、各入札参加者１名のみ立ち会うことができる。その場合、開札立ち会い届（様式7）を令和 8年 1月 5日（月）午後5時までに提出すること。

(5) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。なお、入札参加者が一者の場合は、落札候補者の決定を保留にする。

(6) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、落札候補者を除いた者を入札価格の低い者から順に順位を決定する。

(7) 落札候補者又は入札した者の順位を決定するにあたり、同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせて落札候補者又は順位を決定する。

(8) 落札候補者及び順位の決定後、速やかに入札参加者に通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。

(9) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札を打ち切る。

11　落札者の決定

入札参加資格の審査により、入札参加資格要件を満たしていると確認された場合は、落札候補者を落札者に決定する。

落札者決定後、速やかに落札者に通知するとともに、組合ホームページにおいて、公表する。

第6節　契約の締結に関する事項

1　契約の締結

契約の締結については、令和 8 年 1 月 9 日（金）に行う予定である。

2　契約保証金

契約保証金の金額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

3　違約金等

落札者は、自らの都合によって本組合と契約書を締結しないときは、違約金として本委託の落札金額及びこれに係る消費税及び地方消費税を加算した金額の 10 分の 1 に相当する金額を直ちに本組合へ支払わなければならない。なお、本組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、本組合に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。本組合は落札者の構成員に対して賠償金を請求できるものとし、この場合において、落札者の構成員は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

4　暴力団等に関する取扱い

入札・契約に係る暴力団等排除措置については、宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 27 年告示第 1 号）による。

第7節　その他

1　保険への加入

受注者は、請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

1)組合は、本施設の災害等による損害に備え、建物災害共済に加入する予定である。

2)受注者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は受注者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、受注者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3)受注者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険及び第三者への損害賠償保険に加入することとし、その他必要な保険に加入すること。

2　入札に関する事務

本委託の入札に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇佐・高田・国東広域事務組合

住　　所：大分県宇佐市大字西大堀 87 番地の 1

電　　話：0978-38-5000

ファックス：0978-38-5001

電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

ホームページ：http://www.utk-kouiki.jp/

入札書作成要領

1　金額は、円単位で記入すること。

2　入札書（様式 6-1）と委託費内訳書（様式 6-2）を同一の封筒に入れ、以下のとおり二重封筒で封かんする。（封筒の規格、種類に指定はない。）

3　封かんした入札書を郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送で提出する（差出控えは、開札結果が届くまで大切に保管すること。）。

4　入札金額は、委託費内訳書（様式 6-2）の業務価格の金額と一致すること。
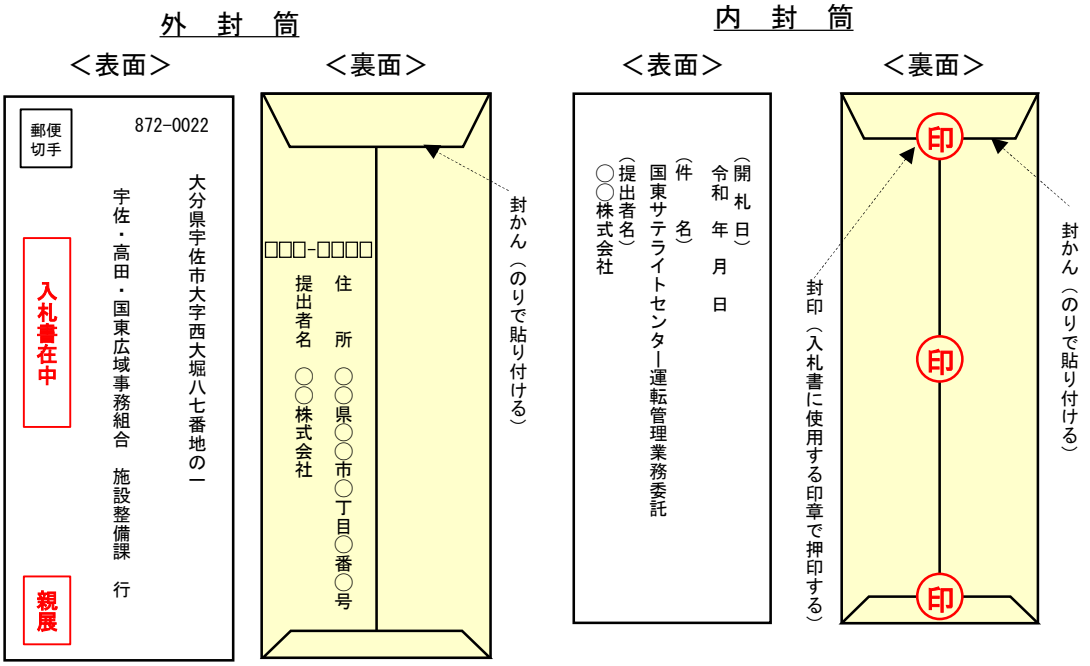
二重封筒作成例